## 認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

平成31年4月1日~令和6年3月31日 法人名 特定非営利活動法人 生態工房 実績判定期間

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数 ┃ チェック 欄 が年平均 100 人以上であること

0

#### 【留意事項】

- 1 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

		<b>a</b>	Ф	©	0	©	<b>①</b>
実績判定 期間内の	自	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	年 月 日
各事業年度	至	令和2年3月31日	令和3年3月31日	令和4年3月31日	令和5年3月31日	令和6年3月31日	年 月 日
年3,000円以上の寄附者 の数(※)が100人以上で ある		(は)・いいえ	はいいは	<b>(1)</b> · い、	はい・いいえ	(₫ <b>ン</b> ・レキレセ	はい・いいえ

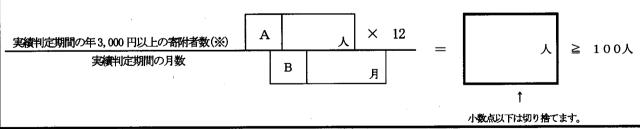
#### 【寄附者名簿チェック欄】

- ☑ 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- ☑ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- ☑ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

## 上配の欄で「いいえ」に〇がついた場合は、下配の欄で判定してください。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が年100人未満の事業年度があ る場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年 3,000 円以上の	<b>a</b>	Ф	©	0	<b>@</b>	<b>①</b>		合計
寄附者の数(※)	人	人	人	人	人	· 人	Α	人
	В	月						



#### (注意事項)

実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年(初回のみ2年、更新は5年)内に終了した各事業年度の うち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初 めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日(更新時は5事業年度)となります。

- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください (第2表以下についても同様です。)。
- なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附 者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄 附者数となります。

# 認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	特定非営利活動法人 生態	江房	į,	チェック欄
2 実統	貨判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割	合が	5 0 %未満であること	0
員会 を行 ロー会	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提 計相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員 計ないで行われるもの等を除く。) 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、 もに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の	等で。 特定の	ある活動(資産の譲渡等のう の地域に居住し又は事務所そ	ち対価
·—	)譲渡等 を除く。) 意事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に	- # ~	· / 山山地 ナイントン ナット	
ハキ	ま定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝 ま定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を	、調	査研究、情報提供その他の活	動
			다고 6세호 Nal 근  #10 BB	
			実績判定期間	
	すべての事業活動に係る金額等	1	(指標 ) 238,741,776 円	
	のうちイ〜ニの活動に係る金額等	2	80,540 円	
ſ	会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。) に係る金額等	<b>a</b>	0円	¥
	イ 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会 員等である活動に係る金額等	Ф	0円	
	ロ 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	©	80,540 円	
	ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	<b>@</b>	0円	
,	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求 める活動に係る金額等	, <b>©</b> 1.	0円	
	合 計 (@+++++++++++++++++++++++++++++++++++	<b>①</b>	80,540 円	<b>⇒</b> ②^
	·			
	基準となる割合 (②÷ ①)	3	0.03%	

## 認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人生態工房	チェック 欄
	織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること  の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	0

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

1	項目	役員数	最も人数が多 い「親族等」の グループの人 数	割 合 ②÷①)	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区	⅓	<b>①</b>	2	3	4	⑤
<b>a</b>	平成31年4月1日~令和2年3月31日	6人	0人	0%	0人	0%
Ф	令和2年4月1日~令和3年3月31日	6人	0人	0%	0人	0%
©	令和3年4月1日~令和4年3月31日	7人	0人	0%	0人	0%
<b>a</b>	令和4年4月1日~令和5年3月31日	· 7人	0人	0%	0人	0%
e	令和5年4月1日~令和6年3月31日	7人	0人	. 0%	0人	0%
Ð	年月日~年月日	人	人	%	<del>ا</del> ل	%
申	請時	7人	0人	0%	0人	0%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転配してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

<b>a</b>	<b>(</b>	©	0	e	Ð	申請時
はい	はい	はい	はい	はい・	はい	はい・
いいた	いいえ	いいた	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
	はい	はいはい	はいはいはい	はいはいはいはい	はいはいはいはいはい	はいはいはいはいはいはい

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 改めて記載する必要はありません。

項目	<b>a</b>	Ф	(0)	0	e e	Ð	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	Fi.	tiv (A)	th ·	thin .	this .	はい ・ いいえ	はい
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	(IV)	(IV)	(1) (1) (1) (1)	(II) 11/12	(IV)	はい ・ いいえ	いな

## **金 該当する項目を〇で囲み、監査配列書又は第3表付表2「複雑組織の状況」を添付してください。**

\_

項	目	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	Ð	申請時
費途が明らかでない支出がある 載がある等の不適正な経理の有		有∙∰	有・無	有∙∰	有∙∰	有∙∰	有∙無	有 <b>・無</b> ↑

#### (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

	「配足を干守ノエフノ衣」(おり衣)に収支	· PA
項目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事業	
	年度(又は各年)を記載します。	
	第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」	·
	及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。	「上記を証する書類の名称とその内容
1	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え	等」欄には証する書類の内容を文言のと
	ば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、	おりに記載します。
	平等なものとする』と規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	① 「会計について公認会計士又は監査
	なお、「⑧」から「①」については、イに記載する各期	法人の監査を受けている」の <u>「はい」</u>
	間 (「@」 から 「①」) を示したものです。	に「〇」した場合には <u>監査証明書を添</u>
	·	付してください。
		② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及
		び帳簿書類の保存を青色申告法人に準
	·	じて行っている」の「はい」に「〇」
		した場合には、第3表付表2「帳簿組
		織の状況」を記載し添付してくださ
		V)
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	
	なお、「⑧」から「⑪」については、イに記載する各期	
	間 (「@」 から 「①」) を示したものです。	

## 記載要領の補足

○ 二において、「費金が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費金を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費金が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費金が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員の状況

第3表付表1

			.,, .			-1 1	
法人名 特定非営利活動法人 生態工房	<b>a</b>	Ф	©	0	e e	Ð	申請時
役 員 数	6人	6人	7人	7人	7人	人	7人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	0人	0人	-0人	0人	. 人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数	0人	0人	,0人	0人	0人	. 人	0人

				役	: 員 0	)内	訳						
1		۸.			続柄				就(	£ 等	の	状	况
氏	名	住	所	職名	等	<b>a</b>	Ф	©	<b>@</b>	e	<b>①</b>	申請時	就任・退任 年月日
安部	邦昭			理事		0	0	0	0	0 -		0	平成 14 年 7 月 2 日就任
佐藤	方博			理 事		0	0	0	0	0		0	平成 14 年 7 月 2 日就任
田尾	恭子			理事		0	0	0	0	0		0	平成 14年7月2日就任
赤松	良彦			理事		0	0	0	0	0		0	平成 20年 10月 24日就任
片岡	友美			理事		0	0	0	0	0		0	平成 21 年 5 月 16 日就任
八木	愛			理事				0	0	0		0	令和 3 年 6 月 26 日就任
北澤	哲弥			監事		0	0	0	0	0		0	平成 22 年 6 月 1 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法人名	特定非営利活動法人生態工房											
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間									
金銭出納帳	会計ソフト「会計王」(電子帳簿)	都度	7年									
総勘定元帳	会計ソフト「会計王」(電子帳簿)	月1回	7年									
仕訳帳	会計ソフト「会計王」(電子帳簿)	月1回	7年									
棚卸資産台帳	Excel 使用ルーズリーフ	年1回	7年									
給与台帳	Excel 使用ルーズリーフ	年1回	7年									
小口現金管理簿	Excel 使用ルーズリーフ	都度	7年									

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人生態工房	チェック 欄
1	活動に関して次に掲げる基準に適合していること  教活動又は政治活動等を行っていないこと	0
口衫	<b>と員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支</b>	配する法

- 口 役員等に対し報酬又は結与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上 であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1									
	項	Ħ	<b>a</b>	Ф	0	<b>@</b>	e	Ð	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を 教化育成する活動	行い、及び信者を	有∙∰	有∙∰	有・●	有・無	有・無	有・無	有・●
	政治上の主義を推進し、 反対する活動	持し、又はこれに	有・無	有・無	有∙∰	有∙∰	有・無	有・無	有・●
	特定の公職の候補者若し 又は政党を推薦し、支持し 対する活動		有・無	有・無	有・無	有・無	有・●	有・無	有・無

項目	<b>a</b>	Ф	© .	0	e	<b>(</b>	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有. (無)	有. 無	有無	有.	有. 無	有・無	有·無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無	有璺	有.	有. 無	有.	有·無	有・無	有.無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有. 無	有. 無	有. 無	有·無	有.無	有・無	有·無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有無	有. 無	有. 無	有·無	有. 無	有·無	有・無	有. 無

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項につい て、改めて記載する必要はありません。

項目		実績判定期間
事業費の総額	1	238,741,776 円
特定非営利活動に係る事業費の額	2	238,741,776円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	3	100%

注・「ハ」について、李泉養以外の 指揮により計算を行う場合に は、使用した指揮及び単位を 記載してください。

使用した指標	単位

・ 算出方法を具体的に示す資料 を動付してください。

\_

項目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	12,494,382 円
受入寄附金総額のうち特定非営 利活動に係る事業費に充てた額	2	12,159,789 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	3	97.32%

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金 額
	円

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及び二) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

## 役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名

特定非営利活動法人 生態工房

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給(実績判定期間及び申請書の提出を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
  - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

### イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

1	仅具等に対 9 亿	の牧師人は右子り	ノ文格の状況(ロ	を除く。)		
	氏 名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支給金額
				給与	平成31年4月1日~令和6年7月1日	22,778,800円
				給与	平成31年4月1日~令和6年7月1日	22,093,133 円
				給与	令和6年4月1日~令和6年7月1日	250,000円
					令和2年4月1日~令和3年3月31日	
				<b>%</b> ∆ <b>⊢</b>	令和3年4月1日~令和3年6月25日	
				給与	令和3年6月26日~令和4年3月31日	2,422,933 円
					令和4年4月1日~令和6年7月1日	8,103,333 円
					平成31年4月1日~令和2年3月31日	
					令和3年4月1日~令和4年3月31日	
				給与	令和4年4月1日~令和5年3月31日	
					令和5年4月1日~令和6年3月31日	
					令和6年4月1日~令和6年7月1日	
					平成31年4月1日~令和2年3月31日	
				給与	令和2年4月1日~令和3年3月31日	
					令和4年4月1日~令和5年3月31日	
				給与	平成31年4月1日~令和2年3月31日	
				給与	令和元年10月22日~令和2年3月31日	
				給与	令和5年6月23日~令和6年3月31日	

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額 平成31年4月1日 ~ 令和6年7月1日 計 期 左記の職員に対する給与総額 給与を得た職員の総数 54,202,296 円 23人

#### (注意事項)

- ・ - 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の 提出時には記載及び添付の必要はありません。

・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項につい て、改めて記載する必要はありません。

## 役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2(初葉)

法人名

## 特定非営利活動法人 生態工房

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係 <sup>(注)</sup> にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(<u>実績判</u> 定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下 の項目を記載してください。
  - (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
    - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
    - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
    - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
(別紙1のとおり)				円	
				円	
				円	
				円	
· · ·				円	
				円	
				円 H	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				· 円	
				円	
				円	
				円	
	r			円	·
				円	
				円	

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

			•			第4	₽表行	<b>」</b>	<u>: (2)</u>
役務の提供(施	改の利用等を	含む。)							
取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	そのイ	也の	取	引条	: 件
【取引先の氏名箋】 「複雑の提供の内図」 「対価の額」(その他の取引を									
				円					
	·		-	円					
				円					
法人との   投務の提供の内容   投務の提供年月日   対価の額   そ		·							
				円					
				円					
				円 円					

										<u> </u>						
		**							円							
	·								円							
2 役員の選任その他当		産の運用及	び事業	色の運営	学に関	関する	事項									
(該当する事項がある場合	合にその内容	容を具体的に記	記載して	こくださ	<b>い</b> る)											
該当なし	45															
									•							
											-					
3 支出した寄附金 (生	績判定期	間及び申請	書の携	出日を	e含t	少事業	年度	開始	の日	から	申請	書の	提出	<b>」の</b> F	まっ	でにろ
出した寄附金)																
支出先の名称等	住	所	等	支 出	年	月日	支	出	金	額	寄	附	の	目	的	等
<i>†</i> a1	-															

## (注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出 時には記載及び添付の必要はありません。

円円円円

・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

別紙1 役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (1)資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等 法人との関係	- 譲渡資産の内容 (※)	譲渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
	Tシャツ1	R1.8.19	2,100 円	定価の1-3割引き
	クリアボトル1	R1.8.30	1,782 円	11
	Tシャツ1、サコッシュ1、手ぬぐい1	R2.7.28	4,921 円	<i>"</i>
	防水バッグ1	R4.8.31	2,240 円	" "
	Tシャツなど6品	R1.8.31	9,124 円	11
	バッグ、Tシャツなど7点	R2.2.10	6,796 円	"
	Tシャツ2	R2.8.22	4,200 円	"
	防水バッグ1	R4.1.23	2,240 円	//
	Tシャツ1、サコッシュ1	R1.7.31	3,850 円	'#
	ショルダートート1、防水スマホケース1	R1.8.30	3,500 円	"
	手ぬぐい1	R2.1.30	924 円	"
	Tシャツ1	R2.7.28	2,100 円	"
	Tシャツ1、手ぬぐい2	R2.12.23	3,577 円	//
	手ぬぐい1	R3.9.30	1,071 円	"
	Tシャツ1、クリアボトル1	R3.11.25	2,984 円	"
	Tシャツ3	R6.6.20	5,250 円	"
	Tシャツ1	R1.5.30	1,400 円	11
	Tシャツ1、サコッシュ1	R1.7.31	3,850 円	"
	手ぬぐい1	R2.9.20	910円	"
	手ぬぐい2	R3.3.31	1,820 円	"
	サコッシュ1	R3.4.30	1,750 円	"
	Tシャツ2	R3.10.27	2,800 💾	<i>"</i>
	Tシャツ1	R5.8.28	2,100 円	"
	ショルダートート2	R1.7.31	4,900 円	11
	Tシャツ3	R1.7.31	6,300 円	11
	Tシャツ2	R4.9.27	2,800 円	//
	サコッシュ1、防水スマホケース	R1.7.31	2,800 円	11
	ショルダートート1	R1.8.30	2,450 円	<i>"</i>
	クリアポトル1	R1.9.26	1,782 円	"
	マスキングテープ1	R2.8.5	455.円	"
	防水スマホケース1	R3.8.27	1,050 円	<b>#</b>
	Tシャツ1	R3.12.1	1,400 円	<i>11</i>
	Tシャツ1	R5.8.28	2,100 円	//
	クリアボトル1	R2.8.5	1,700 円	
	Tシャツ1	R4.10.28	1,400 円	//
	防水パッグ1	R4.9.22	2,240 円	
	防水スマホケース1	R4.12.28	1,050 円	//
	Tシャツ1	R5.6.27	1,400 円	"
	Tシャツ1	R5.9.26	2,100 円	"

※自社商品、数字は購入数

別紙2 役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (3)役務の提供(施設の利用等を含む。)

:名等 法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供 年月日	対価の額	その他の取引条件等
	いたま桜環境センター  営業務	H31.4.1~ R2.3.31	1,813,500 円	覚書に基づく
	尾丸山公園 いぼり業務	H31.4.1~ R2.3.31	144,500 円	"
	いたま桜環境センター  営業務	R2.4.1~ R3.3.31	2,178,000 円	n
F	尾丸山公園業務	R2.4.1~ R3.3.31	34,000 円	<i>u</i>
<u>.</u>	尾丸山公園業務	R4.4.1~ R5.3.31	15,000 円	
	宮池守活動 一ディネーター派遣	R5.8.27	17,500 円	<b>"</b>
	なかみ町ため池 ローン撮影業務	R5.9.14	59,900 円	ıı.
	尾丸山公園  生調査	R1.10.16 R1.10.30	123,200 円	覚書に基づく
	尾丸山公園 生調査	R2.9.20 R2.10.22	123,200 円	"
	尾丸山公園 生調査	R3.9.9 R3.9.27	123,200 円	"
	尾丸山公園 生調査	R4.8.11 R4.8.12	123,200 円	
	尾丸山公園 生調査	R5.8.30 R5.8.31	77,000 円	<b>#</b>
	 田空港 光浴ワナ設置工事	R4.4.20	156,640 円	請求書に基づく
	が丘公園かいぼり 棲生物調査業務	R1.11.24	59,400 円	請求書に基づく
	尾丸山公園大池かいぼり 棲生物調査業務	R1.12.22	106,480 円	"
	神井池かいぼり 棲生物調査業務	R3.1.16 R3.1.17	320,650 円	<i>II</i>
	宮公園舟遊池かいぼり 棲生物調査業務	R4.11.3 R4.11.4	312,180 円	11
東	大和市文献調査業務	R4.12.23 R4.12.26 R5.1.5 R5.1.6	154,000 円	<b>.</b> 
	大和市二ツ池かいぼり 棲生物調査業務	R5.11.11	70,000 円	<i>II</i>
	和4年度 1境省アカミミガメ動画作成業務	R4.8.1 ~ R4.12.31	660,000 円	請求書に基づく

## 認定基準等チェック表 (第5表)

| 法人名 | 特定非営利活動法人 生態工房 | チェック欄 | 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
  - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

をその	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ 事務所において閲覧させることに同意する。 *に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。	同 <b></b>	しない
1	<ul><li>① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)</li><li>② 役員名簿</li><li>③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)</li><li>※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除</li></ul>		5ち10人以
p	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以所者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の1の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況	内の親族又 のある者で 氏名並びに	はこれらの 、当該法/ その寄附会
^	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

## 認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

No. 11 Au			44-44-16-24-19-7-51-14-1	4.4×==	
法人名		•	符正非官利店動法人	生態工房	
	· ·				

## 認定基準等チェック表 (第6表)

6	実績特	判定期間	『を含む	各事	業年度0	D特定非		活動(	足進法第	2 8	条に対	定する	事業	報告書	等を同法	第	チェック	ク欄
	29条0	の規定に	より所	瞎庁(	こ提出し	ている	عے	:										
H	特定非	営利活	動促進法	第28	3条に規	定する事	業	R告書等	の所轄	テへ(	の提出の	の有無					<u> </u>	
		<b>a</b>		<b>(</b> b			©			<b>a</b>			e			Ð		]
	有	· 無	<b></b>	i ·	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	
•			•													,		•

							認入	E 基	华奇	ナエ	ツク	衣	(矛	/ 丞	支 <i>)</i>							
7	法令	 又は	法令	こ基:	ゔしヾ	てする	行政	庁の	処分に	に違反	えする	事実	、偽『	りその	の他不	正の	行為	により	り何ら	かの	fı	ック欄
利	益を	得、	又は	导よう	اع	た事	実その	の他	公益に	反す	る事	実がた	ないこ	ځ							,	0
		公益	マする に反す	•	実の	有無	他不」	EØ ©	行為に	より化	可ら7 <b>(</b> )	かの利	益を行	<b>●</b> 、)	又は得	ようと	(f)	事実		請!	哇	l
		<u>a</u>	_		<b>(</b>			U			w			<u> </u>			W)		1 171	pĦ '	<b>'</b> য	
	有	•	<b>(#)</b>	有	•	<b>(#)</b>	有	•	<b>(#)</b>	有	•	<b>(#)</b>	有	•	<b>(#)</b>	有	•	無	有	•	<b>(#)</b>	
	-		準等 でる必要				<u> </u> を) は.	、法	第55条	第1項	真に基	づく書	類(名	<b>上</b> 員報	西州現程	等提出	書類	) の扱	出時に	二記載	<b>及</b>	

## 認定基準等チェック表 (第8表)

8	申請書を提出した	日を含む事	業年度σ.	初日	において	て、その設立の日場	以後1年を	超える期	間が経	過し	チェック欄
7	いること										
	事業年度	月	₽~	月	日	設立年月日		年	月	日	
	•	*									<b></b>

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第 55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

# 欠格事由チェック表

		八川学山ノエノノ仏			
犵	去人名	特定非営利活動法人生態工房		#	チェック
は 1	定役 場認 い、く金 認定国例都国次、、員認合定常者特は刑暴定款税認道税の暴	定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を力団の構成員等 <sup>住2)</sup> 又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経 定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書 府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となり に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 いずれかに該当する法人	(認定を を はないら は、 は、 ととた。 は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	取又の年条とない法	出当該特 ・経過し ・ (注1) 若 ・ より、 ・ 古 ・ 人 (認定
		プ団又は暴力団の構成員等の批制下にある法人 			
Г	1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		_	
	1	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を 取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定 非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消 しの日から5年を経過しない者の有無	有	•	<b>(</b>
	п	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者の有無	有	•	<b>®</b>
	^	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無		•	<b>(</b>
L	=	暴力団の構成員等の有無	有		<b>(#)</b>
	2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・	Œ.	VID)
	3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・	Q	いわ
	4 縣付 謝期	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添けすること ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要		HAR	証明書
	5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・	<b>E</b>	いえ
_		************************************			
	6	次のいずれかに該当する法人 暴力団	はい・	<u>(1)</u>	N\$
	1 1	※ハロ 暴力団▽は暴力団の機成員等の締制下にある法人	はい・		

# 寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人 生態工房

事 業 名 生きものの生息環 境の保全、管理事業	外来生物の防除。水鳥の生 息環境保全。緑地の管理・ 活用の支援。市民参加によ	実施予定年 月 阿時	実施予 定場所 公園・ 緑地 各所	従事者の 予定人数 延 1235 人	受益対象者の 範囲及び予定 人 数 公園や緑地 の利用者 800,000 人	寄附金充当 予 定 額 800,000円
自然との共生を目 的とした環境学習 事業	る草はらの創出と管理。 緑地保全のための市民参加プログラムの推進。環境 教育施設の運営	随時	公園・ 緑地 各所	延 400人	公園や緑地 の利用者、 観察会等の 参加者 50,000人	800,000円
本法人の目的を達成するために必要な広報事業	l	随時	事務各種学会等	延 400人	学会・シンポ 参加者、出版 物の購読者 等 30,000人	800,000円
保全・管理及び環境 学習を推進するた めの人材育成事業		随時	公園・ 緑地 各所、 事務局 等	延 200人	講座参加者、 インターン、 学生・生徒等 5,000人	500, 000 円